

葛城牛滝鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

1. 名称

葛城牛滝鳥獣保護区

2. 区域

葛城山頂を起点とし、峰づたいに北東進し、牛滝川と東風谷との合流点に達する尾根を下り、府道岸和田牛滝山貝塚線に至る。これより岩雄山に通ずる尾根を上り、岸和田市と和泉市との境界線を南進、和歌山県との境界線に至り、同点から同境界線を経て起点に至る線（ブナ原生林区域を含む。）で囲まれた区域

3. 面積

約512ha

4. 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日

5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

6. 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

葛城牛滝鳥獣保護区は、岸和田市南部に位置し、南側は和歌山県境と接し、西側は和泉葛城山ブナ林鳥獣保護区とも接し、東側は岸和田市と和泉市の境界線に接する位置にある。また、大阪府と和歌山県を隔てる和泉山脈の中央部に位置し、南側は和泉山脈主稜線を挟んで和歌山県と接する山岳地帯、北に向かって和泉山脈の北斜面が広がり、裾野には集落等もあるが、葛城牛滝鳥獣保護区内のほとんどが山地地形である。

保護区内の植生は、大部分が二次林や針葉樹の植林地であるが、一部の尾根筋にはアカマツ林が残存するほか、谷筋には落葉広葉樹林が残る。また、葛城山山頂部に国指定天然記念物のブナ林や、牛滝大威徳寺周辺の照葉樹林といった、注目すべき植生域も存在する。そこに生息する動植物種をみると、植物種では、ブナ等の冷温帯性の植物や、シラカシ、アラカシ等の暖帯性の植物、多くのラン科植物等、注目すべき植物種がみられ、動物種ではホンドタヌキ、ニホンイノシシ等の広い行動圏を持つ中・大型哺乳類や、ブナ林を特徴づける種（ゴジュウカラ、ブナアオシヤチホコ等）、照葉樹林を特徴づける種（クロシオキシタバ等）、良好な河川環境に生息する種（ゲンジボタル、カジカガエル等）などが生息しており、植物種動物種ともに多種多様な生態系を包含している。

和泉葛城山の北東側にある谷である牛滝は、和泉葛城山中に源を発する牛滝川の上流部に位置している。何段にもなった滝や、秋に美しい紅葉を見せる大威

徳寺境内のイロハモミジ林、西側斜面に広がるシラカシ林などに優れた景観を有することから、大阪府により名勝に指定されている。和泉葛城山頂へ登る山中では、ムカシトンボ(大阪府 RL・純絶滅危惧種)コガタブチサンショウウオ(大阪府 RL・絶滅危惧Ⅱ類)など、山地性の希少種がみられる。

以上のように、本地域は、広い範囲のまとまりある樹林域の中に暖帯林から冷温帯林までを含み、そこに生息する動植物も生育環境の多様性を反映して多種多様なものが生育し、自然環境が豊かな地域である。

(2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の存続期間の更新に当たり実施した鳥獣の生息状況等調査(現地調査及び文献調査)では、鳥類が80種確認され、そのうち重要種は19種であった。

現地調査では、35種の鳥類が確認された。生息区分の内訳は、留鳥63%、夏鳥6%、冬鳥26%、旅鳥3%と、留鳥の割合が半数を占め、次いで冬鳥の割合が高い結果となった。

現地調査で確認された鳥類の個体数密度において、1haあたり1個体以上の個体数となったのは渡り途中と思われるサシバを除けば、カケス、ヒヨドリ、エナガ、メジロ、マヒワ、アオジの6種であった。現地調査における重要種は5種確認され、環境省レッドリスト記載種のオオタカ、サシバ2種と大阪府レッドリスト記載種5種が確認され、すべての種が山野の鳥であった。

文献調査の結果、74種の鳥類が確認された。これら確認種の生息区分の内訳は、留鳥53%、夏鳥16%、冬鳥28%、旅鳥3%であり、現地調査の結果と同様に、留鳥が一番高く、次いで冬鳥が高い割合を示した。文献調査における重要種は、種の保存法記載種が2種、環境省レッドリスト記載種は5種、大阪府レッドリスト記載種は14種で、山野の鳥が75%の割合で確認された。

哺乳類については、現地調査によって5種の生息が確認され、そのうち重要種では大阪府レッドリスト記載種であるムササビが確認された。

このように、葛城牛滝鳥獣保護区は山野に生息する鳥類が多く、特に一年中生息場所を変えない留鳥や冬期に滞在する冬鳥が多数生息することからこれらの鳥類の生息に適した環境であると考えられる。特に全国的に見ても希少な種であるとともに生態系の頂点に位置するクマタカは現地調査では確認されなかったが、文献調査での出現や現地撮影された同種の写真が多くあることから、保護区内を主たる活動地域としている個体又はペアが生息していると考えられる。

以上のことから、当該地域はクマタカのほか、ハヤブサやオオタカなどの猛禽類を頂点とする多様な生物の生息にとって良好な環境が保たれている地域であり、今後とも府域の野生鳥獣の生息地として引き続き保全していくことが重要である。

(3) 保護管理に関する事項

行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。